

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約

(設置)

第 1 条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）規約第 6 条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 分科会は、次に掲げる委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する秋田市職員
- (2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体ならびに道路管理者が推薦・指名する者
- (3) 秋田県警察の指名する者
- (4) 住民又は利用者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (7) その他の分科会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第 3 条 分科会の会長は、協議会の会長とする。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 分科会は、会長が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、

その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

（公開）

第5条 分科会は、原則として公開とする。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成19年12月20日から施行する。

（任期の特例）

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会委員名簿

		分野	所属団体等
学識者	1	学識経験者	秋田大学工学資源学部
事業者	2	一般乗合旅客自動車運送事業者	秋田中央交通(株)営業部課長補佐
	3		あさひ自動車(株) 社長
関係団体	4	一般乗合旅客自動車運送事業者団体	社団法人秋田県バス協会専務理事
	5		秋田県ハイヤー協会専務理事
	6		一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
市民団体等	7	住民又は利用者	暮らしを考える女性の会 会長
	8		秋田県高等学校PTA連合会 会長
	9		秋田市PTA連合会 会長
	10		NPO秋田バリアフリーネットワーク 代表
	11		秋田老人クラブ連合会 会長
	12		北部地区公共交通研究会 会長
	13		旭北地区町内会連合会 会長
関係行政等	14	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局首席運輸企画専門官
	15	道路管理者	国土交通省秋田河川国道事務所調査第二課長
	16		秋田県建設交通部建設交通政策課上席主幹
	17		秋田市建設部建設総務課長
	18	都道府県警察	秋田臨港警察署交通課長
	19		秋田中央警察署交通課長
	20		秋田東警察署交通課長
21	秋田市	都市整備部交通政策室長	

道路運送法施行規則第9条の3（地域公共交通会議の構成員）

主宰する市町村長、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、主宰する市町村長が必要があると認める者、道路管理者、都道府県警察、学識経験を有する者